

## 川越市肥料価格高騰対策支援金 Q & A

### ＜対象者について＞

#### 1. Q. 農地台帳に登載された農家世帯員や法人とは。

A. 農地台帳とは、市内の農地、市内農家の世帯状況、就業状況、営農状況などを記録し、農業委員会で管理している台帳で、10a (1,000 m<sup>2</sup>) 以上農業経営をしている経営体が登載対象となっています。なお、農家世帯員の耕作地面積の合計が10a以上となっている必要があります。

#### 2. Q. 市内農地で耕作をしているが、川越市に住んでいない場合は対象にならないのか。

A. 限られた予算の範囲内で実施する市の事業であるため、対象者は市内に住所を有していることを要件としています。そのため、市外在住の方は対象となりません。

#### 3. Q. 出荷先が市外の直売所等であるが、対象となるか。

A. 出荷先は市内・市外を問わず、市内で生産した農産物を販売している農家であれば、申請対象となります。

#### 4. Q. 市境で営農しており、他市では大きくやっているが、川越市では10a未満の経営である。その場合は対象となるか。

A. 川越市の農地台帳に登載されていることが要件となっております。川越市内では10a未満の経営で、農地台帳に載っていない場合には対象となりません。

#### 5. Q. 相対で契約している場合や、農作業受託のみの場合は対象にならないのか。

A. 川越市の農地台帳に登載されていることが要件となっておりますので、相対での契約のみや、作業受託のみの場合など、農地台帳に載っていない場合には対象となりません。

#### 6. Q. 販売農家であることの確認書類は、どのようなものがあるか。

A. 出荷伝票、帳簿等で確認いたします。その他直近（令和6年分）の青色申告決算書等、販売していることが確認できれば可としています。

### ＜対象肥料について＞

#### 7. Q. 対象となる肥料はどのようなものか。

A. 農業に使用することを目的とした、肥料として販売されているもの（有機肥料を含む）を対象とします。緑肥や土壤改良剤も対象となります。なお、農薬は対象になりません。また、市外農地で使用する肥料も対象になりません。

#### 8. Q. 肥料はまとめ買いしており、購入した肥料の一部しか使用しない場合は。

A. 本支援金の対象となるのは令和7年度中に使用する分となりますので、今年度使用する分のみの申請としてください。

※水稻作に限っては、令和8年度作付け分も含めて申請ができますが、今期作（令和7年度中に使用したもの）と次期作（令和8年4月～6月に使用するもの）を併せて申請することはできません。

#### 9. Q. 令和7年度に使用するが、購入したのは令和6年度中である。対象となるか。

A. 本支援金の要件として、購入日（支払日）が令和7年4月1日～令和8年1月31日となっているものを申請対象としていますので、購入日が令和6年度であるものは対象となりません。

#### 10. Q. 市外農地で使用する肥料は対象になるか。

A. 市内での営農にかかる肥料費が対象となりますので、市外農地で使用する肥料は対象になりません。申請書兼請求書のチェック欄にて、申請する肥料は市内農地で使用するものであることを確認いただいております。

#### 11. Q. 納品は1月31日に完了しているが、代金の引き落とし日は2月になってしまふ。対象となるか。

A. 肥料費の支払日を「購入日」としていますので、代金引き落とし日が2月である場合は対象となりません。

#### 12. Q. 領収書がない場合はどうしたらよいか。

A. 引き落としの場合など、領収書が発行されない場合は、通帳等の写しと購入内容の確認できる書類（注文書等）の写しの両方を添付してください。なお、申請する肥料以外のものと金額が合算されている場合は、すべての内訳がわかる書類を添付してください。

#### 13. Q. 申請書はJAいるま野にも提出できるか。

A. JAいるま野各支店等には提出できません。農地台帳への登載確認や、添付資料の確認を行うため、市役所本庁舎5階農政課窓口に持参にて提出をお願いします（郵送可）。

#### 14. Q. 申請書は郵送提出でもよいか。

A. 郵送提出可としていますが、内容の確認を行うため電話連絡を行う場合があります。

その他ご不明点等がございましたら、川越市農政課までお問い合わせください。

問合せ先：川越市農政課経営支援担当

049-224-5939